

# 一宮市屋内プール整備・運営事業

## 特定事業の選定

2026年4月16日

一宮市

一宮市（以下「市」という。）は、2026年3月17日に実施方針を公表した「一宮市屋内プール整備・運営事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に準じて特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定に準じて、その評価結果を公表する。

2026年4月16日

一宮市長 中野 正康

## 目 次

1	事業概要	1
	(1) 本事業の名称	1
	(2) 本事業の対象となる公共施設の名称	1
	(3) 公共施設の管理者の名称	1
	(4) 本事業の目的	1
	(5) 本事業の業務範囲	1
	(6) 事業期間	1
	(7) 事業方式	2
	(8) 民間事業者の収入	2
2	市が自ら事業を実施する場合と非保有手法を採用して実施する場合の評価	2
	(1) 評価方法	2
	①選定基準	2
	②定量的評価	2
	③定性的評価	2
	④総合評価	2
	(2) 定量的評価	3
	①前提条件	3
	②財政負担額の比較	4
	③評価結果	4
	(3) 定性的評価	4
	①運営ノウハウを活用した効率化と市民サービスの向上	4
	②施設整備費の平準化	4
	③ニーズの変化への対応	4
	④事業スケジュール（供用までの期間）	4
	(4) 総合評価	4

# 1 事業概要

## (1) 本事業の名称

一宮市屋内プール整備・運営事業

## (2) 本事業の対象となる公共施設の名称

(仮称) 一宮市屋内プール (以下「本施設」という。)

## (3) 公共施設の管理者の名称

一宮市長 中野 正康

## (4) 本事業の目的

市では、「第7次一宮市総合計画後期基本計画(令和5年3月)」において、誰もが気軽にスポーツへ参加できる機会を充実させるため、身近な場所で運動できる環境の整備を必要としている。

また、「一宮市公共施設等総合管理計画(令和4年3月)」では、公共施設全体を減らしながら行政サービスの向上・維持を図る「縮充」への意識転換が必要とされており、民間で代替が可能な施設は保有しないことや、中長期的な視点でトータルコストの縮減・平準化を図るためPPP/PFIを活用すること等の方針を掲げている。

一方、市が設置している現存の「一宮市温水プール」(以下「温水プール」という。)は築後40年超を経過して老朽化が進んでいるため、市としては、市民が引き続き水泳をすることができる場を確保する必要がある。

加えて、市立小中学校に設置されている学校プールの老朽化が進んでいるため、子どもたちに良質な水泳環境を提供するために、学校水泳授業を安定的に実施できる場を確保する必要がある。

このような背景のもと、市は、民間の資金や創意工夫、ノウハウを積極的に活用し、市の財政負担の抑制や平準化を図りながら、市民が水泳をすることができる場の確保及び質の高い学校水泳授業の実現を目的に「一宮市屋内プール整備・運営事業」を民間活力導入手法により実施することとした。

## (5) 本事業の業務範囲

民間事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

①設計業務	⑥学校水泳授業の受入業務
②建設業務	⑦施設の総合管理業務
③工事監理業務	⑧施設の維持管理業務
④開業準備業務	⑨附帯事業
⑤施設の運営業務	⑩本事業の統括管理(プロジェクトマネジメント等)業務

## (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日を起点として、本施設の供用開始後20年を経過する月の末日までとする。

## (7) 事業方式

本事業は、民間の資金や創意工夫、ノウハウを積極的に活用し、市の財政負担の縮減や平準化を図りながら、市民が水泳をすることができる場の確保及び質の高い学校水泳授業の実現を目的に民間活力導入手法により実施することとしている。

また、市は、施設の可能な限り早期の供用開始を目指すとともに、事業期間終了時において、市及び本施設を取り巻く環境の変化を踏まえた政策変更（市民サービスの内容変更や施設の供用継続・在り方の見直しを含む）に柔軟に対応できるよう、また、「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方」（令和3年4月・内閣府民間資金等活用事業推進室）において新たな事業手法が検討されていることも踏まえ、非保有手法（例：リース方式）を採用する。

## (8) 民間事業者の収入

市は、本事業を実施する民間事業者が実施する業務（上記（5）のうち、⑨附帯事業の一部を除く分）に対して対価を支払う。

また、事業者は、一般利用に係る利用料金収入のほか、提案事業及び民間収益事業の実施に伴う事業収入を、自らの収入とすることができる。

## 2 市が自ら事業を実施する場合と非保有手法を採用して実施する場合の評価

### (1) 評価方法

#### ①選定基準

市と民間事業者が提供する公共サービス水準を同一に設定したうえで、本事業を特定事業として実施することで事業期間全体を通じた市の財政負担の見込額の縮減を期待することができる場合、又は財政負担の見込額が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上（早期供用、政策変更への柔軟性を含む）を期待できる場合、市は、特定事業として選定する。

#### ②定量的評価

市が本事業を自ら実施する場合、PFI事業として実施する場合及び非保有手法として実施する場合について、事業期間全体を通じた財政負担の総額をそれぞれ算出し、当該金額を現在価値に換算したうえで定量的な評価を行った。

#### ③定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合及び非保有手法として実施する場合の定性的な評価を行った。

#### ④総合評価

定量的評価及び定性的評価を踏まえた総合評価を行った。

## (2) 定量的評価

### ①前提条件

市が本事業を自ら実施する場合と、財政負担の平準化が図られる手法として、PFI事業により実施する場合（BTO方式を想定）及び非保有手法（リース方式を想定）により実施する場合との比較を行うにあたり、下記的前提条件を設定した。

なお、この前提条件は市が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制約するものではない。

	市が自ら実施する場合	PFI事業（BTO方式）により実施する場合	非保有手法（リース方式）により実施する場合
共通条件	①施設規模（屋内プール延床面積 1,500～2,000㎡） ②事業期間 20年 ③割引率 2.50%（過去20年間の国債（20年債）の平均及び直近の利回り動向を参考に設定）		
算定対象となる経費※1	①施設整備費 ②開業準備費 ③運営費 ④維持管理費 ⑤計画策定・可能性調査・アドバイザー業務費等	⑥地方債償還金（元金・利息）※施設整備に係る消費税相当分額 ⑦割賦利息 ⑧SPC※2 開業関連費及び運営費等 ⑨火災保険 ⑩プロジェクトマネジメント費	⑥火災保険（リース料に含む） ⑦プロジェクトマネジメント費 ⑧固定資産税 ⑪リース料
	⑥地方債償還金（元金・利息） ⑦火災保険		
資金調達に関する事項	・地方債	・地方債 ・資本金※ ・金融機関からの借入金※ ※民間事業者が調達	・リース会社が調達
各費用の算定方法	①施設整備費、③運営費、④維持管理費は、本事業の特徴や施設規模、類似施設の実績等を踏まえて設定	①施設整備費、③運営費、④維持管理費は、市が自ら実施する場合と比較して一定割合の縮減率が実現されるものと想定して設定	
	②開業準備費は、市が自ら実施する場合と変わらないものとして設定		
	⑤類似事例の実績等を踏まえて設定		
	⑥金融機関の地方債の金利水準を踏まえて設定 ⑨火災保険は、類似事例の実績等を踏まえて設定		
		⑦割賦利息、⑧SPC開業関連費等は、類似事例の実績等を踏まえて設定	⑪リース料は、類似事例の実績等を踏まえて設定
		⑩プロジェクトマネジメント費は、類似事例の実績等を踏まえて設定	

※1：金利変動及び物価変動は、考慮していない。

※2：PFI事業として実施する場合、民間事業者は本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成十七年法律第八十六号）に定める株式会社として市内に設立することを前提条件とした。

## ②財政負担額の比較

上記の前提条件をもとに、市が本事業を自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合及び非保有手法として実施する場合の財政負担額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、割引率により現在価値に換算した金額で比較した。

なお、PFI事業として実施する場合は、事業期間中にSPCが納付する法人市民税を、また非保有手法として実施する場合は、事業期間中に納付する固定資産税を、それぞれ市の収入として考慮した。

## ③評価結果

市が自ら実施する場合と比較した事業期間中の財政負担額は、PFI事業により実施する場合は約6.8%、非保有手法により実施する場合は約8.1%縮減されるものと見込まれる。なお、本事業で得られると想定されるリスク移転の効果については、加味していない。

## (3) 定性的評価

本事業を非保有手法により実施する場合は、下記のような定性的な効果が期待できる。

### ①運営ノウハウを活用した効率化と市民サービスの向上

民間事業者のノウハウを活用した施設整備と管理運営の効率化のほか、附帯事業によるサービス向上が見込まれる。

### ②施設整備費の平準化

施設整備費の財政負担の平準化を図る方式では、PFI方式よりも適している。

### ③ニーズの変化への対応

期間終了時に施設の供用継続・廃止（解体）を選択することで、学校水泳授業の実施方針が変更になったときに対応しやすい。

### ④事業スケジュール（供用までの期間）

施設整備期間を短縮することができる。

## (4) 総合評価

本事業は、非保有手法として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的な市の財政負担の縮減が見込まれるとともに、定性的な公共サービス水準の向上などの効果の両面が期待できる。

これらを踏まえ、本事業を非保有手法として実施することが適切であると認められることから、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。